

埼玉県建設技術者複数配置試行要領の概要

技術者
(主任技術者、監理技術者)

1人目
(主たる技術者)

2人目
(補助技術者)

必要な資格

建設業法上の技術者資格をもつ者
(実務経験、国家資格等)

年齢制限

公告日に40歳未満の者
(若手技術者育成のため)

請負代金額の制限

当初請負代金額が2,500万円以上(土木)
<建築一式は5,000万円以上>の工事

専任制

専任

主たる技術者が補助技術者を指導するため、専任の工事に限定します。

専任かつ工事現場に
常時継続的に配置

経験を積むため工事現場に配置します。

コリンズ登録

コリンズ登録可・・・経験の実績がつきます
(登録された実績について、埼玉県においては評価します。)

成績評価

評価される対象者は、
主たる技術者のみ

埼玉県では経験の実績が評価されます。

2人の技術者に
同じ評定点が与えられます。

現場代理人との兼務

兼務可能
(当該工事の兼務のみです)

兼務不可
(若手技術者を育成させるためです)

適用除外工事

①低入札案件の場合は認めません。
(低入札工事では「追加技術者」の配置が必要になるためです)

②JVの場合は、構成員により複数技術者が配置可能であるため認めません。(国交省の監理技術者等運用マニュアルによります)

③専任の主任技術者が兼務する工事の場合は認めません。

埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領の実施フロー

